

【重要】断水に伴う水道料金減免の手続きについて（お詫び）



断水に伴う補償について

令和8年7月10日発生 of 漏水補修工事のため断水にご協力いただいた皆様
大変ありがとうございました。
また、長時間の断水対応となったことを心よりお詫び申し上げます。



減免の対象となる条件

濁り水解消のため、
水が透明になるまで
放水を実施された方



令和8年8月検針分から減免

申請に基づき、対象期間の水道料金を調整させていただきます。

手続き方法と注意点

申請フォームまたはお電話で受付



オンライン申請



電話窓口



0153-23-6111
(上下水道総務課)



オンライン申請：24時間対応可能
電話窓口：8:45～17:30（土日祝日除く）

お問い合わせ先：上下水道総務課（内線3261・3262・3263）